

議案第 1 1 4 号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

緊急執行を要した下記のことについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和元年 9 月 4 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

記

令和元年度さいたま市一般会計補正予算（第 4 号）

専決第48号

専 決 処 分 書

令和元年度さいたま市一般会計補正予算（第4号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年8月9日

さいたま市長 清水 勇 人

令和元年度さいたま市一般会計補正予算（第4号）

令和元年度さいたま市一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ381,389千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ558,883,866千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

別 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
18 県支出金		25,102,354	381,389	25,483,743
	3 委託金	3,169,404	381,389	3,550,793
歳 入 合 計		558,502,477	381,389	558,883,866

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		53,615,172	381,389	53,996,561
	6 選挙費	1,337,114	381,389	1,718,503
歳 出 合 計		558,502,477	381,389	558,883,866